

# 狩猟者のみなさまへ

徳島県内で、野生イノシシの死亡個体から、豚熱の感染が確認されました。豚熱ウィルスの拡散防止に御協力をお願いします。

まず、「感染確認区域」を確認してください。

豚熱に感染している野生イノシシが発見された場所から半径10km圏内が「感染確認区域」となります。

県ホームページに掲載している図面を閲覧したり、東部農林水産局や各総合県民局にお問い合わせするなどして、「感染確認区域」を把握してください。

## 1 「感染確認区域」で捕獲に従事したら

- 捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等は、感染確認区域外に持ち出さないこと。
- 捕獲した野生イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設で当該イノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。この場合において、調理時の交差汚染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上で廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部まで加熱した上で廃棄すること。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱ウィルスが残存していることから、上記同様に取り扱うこと。
- 捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
- 捕獲した野生イノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施すること。
- 使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際に消毒等すること。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。

## 2 その他の留意事項

- 当面の間、養豚場等への立入りを控えること。
- 死亡した野生イノシシを確認した際には、速やかに県畜産振興課に通報し、その指示を踏まえて対応すること。

畜産振興課：088-621-2419

- 野生イノシシの捕獲に関して疑問が生じたときは、最寄りの東部農林水産局や総合県民局にお問い合わせください。

東部農林水産局 林業振興担当：088-626-8582

南部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当：0884-28-9862

西部総合県民局 保健福祉環境部 環境担当：0883-53-2062